

**(別紙) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合**

(1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・ 通常通り教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰宅できるように準備する。
- ・ 後に発表される臨時情報（(2)のAからウ）に備え、情報収集を行う。

(2) (1)の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合

A 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- ・ 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
- ・ 部活動や補習については実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰宅させる。
- ・ 校長は、学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とすることができる。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

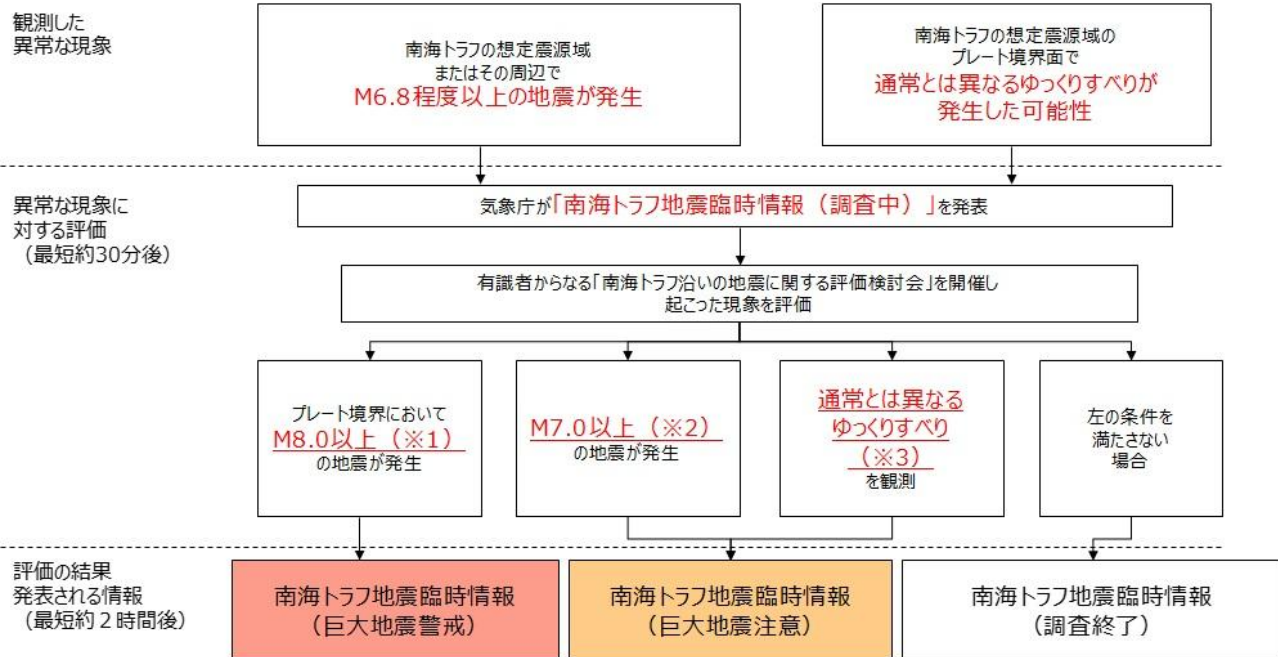
- ・ 通常通り教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰宅させる。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- ・ 通常通り教育活動を行う。

**(2)のすべての段階において留意する事項**

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討する。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）